平成２８年（フ）第１５９号
静岡県熱海市清水町14番６号、前住所神奈川県海老名市国分南２丁目５番22号
債務者　山田　正宏
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
静岡県沼津市大岡1972番地の１　市営自由ケ丘団地Ｎ３―506
債務者　村山　敏枝
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
静岡県沼津市原593番地の１　県営六軒町団地１―305
債務者　若生　利香
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
大阪府富田林市清水町３番10―1005号
債務者　森田　沙織（旧姓今中）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
堺市堺区旭ヶ丘南町２丁２番９―101号
債務者　泉谷　聖子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
大阪府藤井寺市国府３丁目２番23号
債務者　藤原　美樹
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
堺市堺区北田出井町２丁２番27号　寺田ハイツ203号
債務者　林　貴美子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
大阪府松原市田井城３丁目２番32号、前住所大阪府松原市田井城１丁目７番10号
債務者　中野　美晴（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
堺市堺区竜神橋町２丁３番１―203号、前住所京都府舞鶴市字下安久337番地
債務者　稲田　浩久
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１３号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目３番５号
債務者　大林　正樹
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
堺市堺区五条通２番32号　カノークススリーＳマンション303号
債務者　葭場　文代
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
香川県観音寺市坂本町２丁目６番17―501号ピュアハイツ観音寺Ⅱ
債務者　佐藤　孝祐
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１０６号
長崎県長崎市小江原４丁目４番１―202号、旧住所佐賀県三養基郡みやき町大字簑原301番地１
債務者　東　　亮司
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県南さつま市坊津町坊5932番地１
債務者　森　　史朗
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１３号
鹿児島県南さつま市大浦町28701番地１
債務者　田﨑百合子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２８号
福島県いわき市平北白土字穂積11番地の１　ホヅミマンション301
債務者　前側　知春
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１４３号
山梨県笛吹市石和町中川1472番地２、前住所千葉県佐倉市西志津七丁目１番10号
債務者　池田　忠紀
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係